

第1章 計画に対する基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨

近年、国際化、高度情報化の進展等により、消費生活と経済社会の関わりが、多様化・複雑化するとともに、少子高齢化の進展により、地域・家族のつながりが弱まるなか、消費者トラブルが多様化・深刻化しています。

すべての市民は消費者です。子どもから高齢者まで、あらゆる世代で誰もが消費者トラブルに巻き込まれるおそれがあり、市民が消費生活に関する正確な知識や的確な判断力を身に付ける必要があります。

平成24年(2012年)12月13日に施行された「消費者教育の推進に関する法律」(平成24年法律第61号。以下「消費者教育推進法」という。)には、消費者の自立を支援するための教育に加え、消費者が主体的に「消費者市民社会※1」の形成に参画することの重要性について、理解及び関心を深めるための教育が明記されました。

国においては「消費者教育の推進に関する基本的な方針」(以下「基本方針」という。)の策定が義務づけられるとともに、地方公共団体においては「消費者教育推進計画」を定めることが努力義務とされました。

このことを受け、国は平成25年6月に基本方針を策定し、静岡県は平成26年3月に静岡県消費者教育推進計画を策定しました。

これまで本市では、昭和51年(1976年)から消費生活相談を継続するとともに、消費生活講座や出前講座、「くらしの情報みしま」の発行など、さまざまな消費者教育(啓発)を行ってきました。

これからの消費者教育は、消費者市民社会の実現のため「被害に遭わない消費者・自立した消費者」にとどまらず、社会の一員として、よりよい市場とよりよい社会の発展のために積極的に関与する消費者の育成が求められます。

そこで、本市ではこれまでの取り組みを踏まえ、消費者市民社会の実現に向け、消費者教育の体系的・一体的な推進をしていくため、「三島市消費者教育推進計画」を策定するものです。

※1 「消費者市民社会」 消費者が公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会

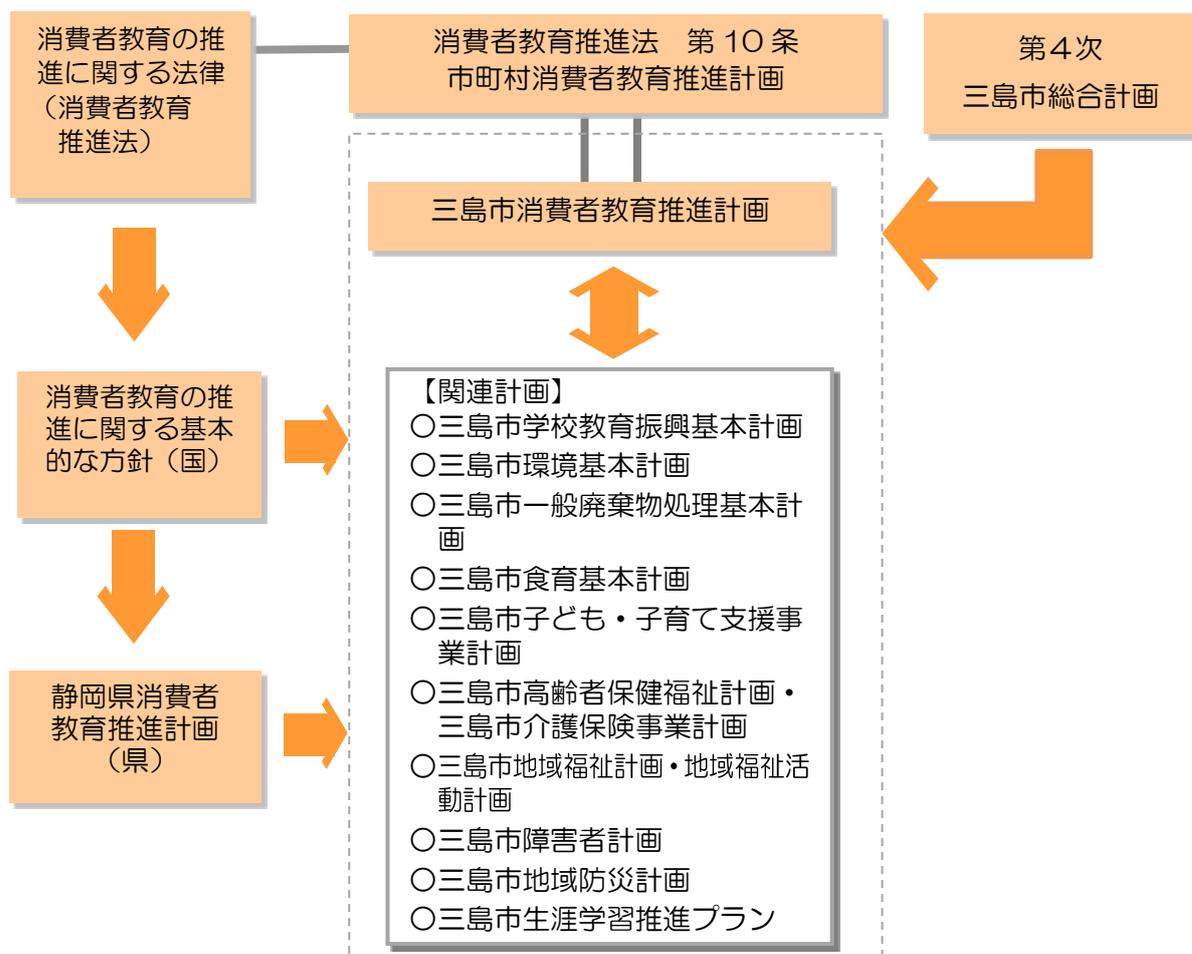
消費者教育とは

消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育のこと。

2 計画の位置づけ

本計画は、消費者教育推進法第10条第2項の規定に基づく市町村消費者教育推進計画です。

三島市として消費者教育に関する基本的な事項について定めるものであり、本市における関連計画等との整合を図るものとします。



3 計画の期間

本計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とし、計画期間中に社会情勢の変化などが生じた場合には、必要に応じて見直します。

		年度								
		24	25	26	27	28	29	30	31	32
		(2012)	(2013)	(2014)	(2015)	(2016)	(2017)	(2018)	(2019)	(2020)
国		消費者教育の推進に関する 基本的な方針								
静岡県			静岡県消費者教育 推進計画							
三島市		第4次三島市総合計画								
							三島市消費者教育推進計画			